

# 小山市市外の火葬場使用料補助金

小山市に隣接する市外の火葬場を使用した場合に、使用料の一部を補助します。  
詳細及び不明な点については市環境課にご連絡ください。

## 【交付対象者】

- ・小山市に住民登録をしていた方が死亡し、『筑西広域市町村圏事務組合きぬ聖苑』・『古河市斎場』・『栃木市斎場』を利用した場合に要した使用料を支払った方（市税を滞納していない方に限ります）

## 【補助金の額】

使用区分		補助金額
死体の火葬	大人12歳以上	15,000円
	小人12歳未満	9,000円
	死産児	4,000円
	改葬遺体	6,000円
身体の一部の焼却		2,000円
胞衣の焼却		2,000円
待合室		3,000円

## 【交付申請等】

補助金の交付を受けようとする方は、小山市市外の火葬場使用料補助金交付申請書兼請求書を下記の書類を添えて申請

- ①埋火葬許可証（火葬執行済証明を含むもの）の写し
- ②火葬に要した使用料の領収書の写し（支払明細がわかるものを添付する）

※申請は、火葬を行った日から90日を経過した日までに行ってください

問合せ先  
小山市環境課  
TEL：0285-22-9284